

大嘗祭用途調達制度と行事所

神戸航介

Financial System of Daijōsai in Heian Period

KANBE Kosuke

序

- ① 『延喜式』における大嘗会用途
- ② 平安時代の大嘗会行事所
- ③ 大嘗会行事所の料物調達

結語

【論文要旨】

本稿では、大嘗祭の経費調達制度と、大嘗祭事務を取り仕切った機関である行事所について、平安時代を中心に考察した。

まず『延喜式』踐祚大嘗祭式における大嘗祭経費の調達方法を整理し、律令官衙財政に則った中央保管庫からの支出がある一方で、部民制的取収など律令制以前の国制に由来する制度が見いだされると整理した。特に齋国の財政的負担は両国の天皇に対する服属儀礼としての性格に由来し、節会における歌舞等も含め成立期の大嘗祭は畿外豪族の服属儀礼を集約したものであったと想定した。

これに対し、平安時代には新たに大嘗祭を運営するための臨時の機関として行事所が成立する。行事所は律令官司の枠を超えて実務に長けた者を柔軟に編成しつつ、実務を簡略化する合理性を有していた。本稿では行事所における政務の具体像を明らかにしたが、特に行事所は齋国の正税・調庸雑物を財源として有し、行事所の諸儀における饗宴に齋国が奉仕した点が注意される。齋国国司が直接準備過程に奉仕する体制

から、行事所を介した奉仕に転換したのであり、ここに大嘗祭運営の性格上の転換が見られる。

行事所の特徴として、齋国以外の諸国に対しても雑物の賦課を九世紀段階から行なっていたことは重視すべきである。これを前提に十世紀後半以降、行事所召物が成立し、正税を前提としない受領への賦課を行なう機能を持つようになる。氏族制的取収は社会の変化に応じて性格を変え、受領の負担と認識されるようになった。大嘗祭以外の行事所も十世紀後半以降成立していくが、人員編成など初期の行事所との相違が見られ、行事所召物の徴収や造営行事所の国宛など、十世紀後半の新たな財政制度の成立に対応して、受領と対峙して料物を徴収することを主たる目的としておかれたものと言える。

【キーワード】大嘗祭、行事所、延喜式、平安時代、財政制度